

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年6月24日掲載)

No.40	2005年7月26日の厚生労働省通知において、「原則、医療行為ではない」とする11項目についての解釈が示された。そのポイントを述べよ。
解答	<p>・医師、歯科医師、看護師等の免許を有さないものによる医業(医療行為)は、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法その他関係法規により禁止されている。</p> <p>・原則として、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象(医療行為)とする必要がないと解釈するものは次の11項目である。</p> <p>①爪に異常がない場合の爪切りや爪の手入れ、②歯ブラシや綿棒による歯・口腔粘膜・舌の汚れの除去、③耳あかの除去、④ストマ装具のパウチにたまった排泄物の除去(肌に密着したパウチの取替えを除く)、⑤自己導尿を補助するためのカテーテルの準備や体位の保持、⑥市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器による浣腸、⑦腋下・外耳道での体温測定、⑧自動血圧測定器による血圧測定、⑨新生児以外の動脈血酸素飽和度を測定するためのパルスオキシメーターの装着、⑩軽微な切り傷、擦り傷、火傷の処置(汚物で汚れたガーゼ交換を含む)、⑪皮膚への軟膏の塗布(痔瘡の処置を除く)、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包装された内用薬の内服(舌下錠の使用も含む)、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧の介助</p> <p>・ただし、以下の3条件を満たす必要がある。</p> <p>(1)患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること</p> <p>(2)副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと</p> <p>(3)内用薬については、誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと</p> <p>・留意点は、①実際に際して、血圧測定などで数値に異常がある場合は医師・看護師に報告すること、②業務として行う場合は、一定の研修や訓練を行うこと、③福祉施設などの服薬は看護職員またはその指導のもとで行われるべき、④切り傷、擦り傷、やけど等に対する応急手当を行うことを否定するものではない(上記⑩)、などである。</p>

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.